



AJISU

1982

No.368

8/5

広報あじす 毎月5日 発行  
お知らせ版 毎月20日 発行

山口県吉敷郡阿知須町  
発行 阿知須町役場  
電話 4111番代 ☎754-12

印刷 よしの印刷株式会社



## 海に親しむ

### 千鳥が浜で水泳教室

7月21・22日の両日、阿知須町千鳥が浜海水浴場でことしも「海に親しむ水泳教室」が開かれました。

これは、町教育委員会と町子ども会育成連絡協議会が、町内の小学校6年生を対象に行っているものです。この教室は——最後までがんばりぬき、みんなで助け合う、たくましい精神力を育てる——という『たくましい阿知須の子を育てる運動』の一環行事となっており、ふるさとの海を知り「海に親しみ、海での安全な泳ぎ方を身につけよう」というのが目的です。

1日目は、「海の特徴とは何か」ということで、日ごろブルブルばかりで泳いでいる子どもたちのために海の特徴の説明や泳

ぎ方の基本的な指導がありました。

2日目は、「海での泳ぎ方」の練習。この日は男女別10人で編成されたグループごとに平泳ぎなどの練習をしたあと、漁船の上から「飛び込み」の練習もしました。この飛び込みは、恐れずに元気よく飛び込む子もいれば、こわがってなかなか飛び込めない子などさまざまでした。

当初予定されていた3日目の1000メートルの遠泳は、雨のため中止になりました。しかし、この2日間子どもたちは、夏休みになった解放感もあってか、広い海で明るくのびのびと海に親しんでいました。(写真は水泳教室の子どもたち)

# よい豊かな町づくりのために

## 「用途地域」がきめられています

建築物の用途と用途地域の関係  
(表1) (注: ○は建築可能、×は禁止)

	一種住専	二種住専	住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用
住宅・共同住宅・寄宿舎・下宿	○	○	○	○	○	○	○	×
兼用住宅(店舗付住宅・事務所付住宅)	○	○	○	○	○	○	○	×
学校(大学・高専・各種学校を除く)	○	○	○	○	○	○	×	×
大学・高専・各種学校*	×	○	○	○	○	○	×	×
図書館	○	○	○	○	○	○	○	×
神社・寺院・教会	○	○	○	○	○	○	○	○
養老院・託児所・診療所	○	○	○	○	○	○	○	○
公衆浴場(個室付浴場業を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○
個室付浴場	×	×	×	×	○	○	×	×
巡査派出所・公衆電話所	○	○	○	○	○	○	○	○
ボーリング場・スケート場・水泳場	×	×	○	○	○	○	○	×
まあじゃん屋・ぱちんこ屋・射的場	×	×	○	○	○	○	○	×
ホテル・旅館	×	×	○	○	○	○	×	×
自動車教習所	×	×	○	○	○	○	○	○
畜舎	×	×	○	○	○	○	○	○
自動車車庫≤50m <sup>2</sup>	×	○	○	○	○	○	○	○
自動車車庫>50m <sup>2</sup>	×	×	○	○	○	○	○	○
倉庫業倉庫	×	×	×	○	○	○	○	○
劇場・映画館・演芸場・観覧場	×	×	×	×	○	○	×	×
待合・料理店・キャバレー・舞踏場	×	×	×	×	○	○	×	×
病院*	×	○	○	○	○	○	×	×
物品販売業店舗*・飲食店*	×	○	○	○	○	○	○	×
事務所*	×	○	○	○	○	○	○	○
博物館*	×	○	○	○	○	○	○	×
工場 令130-6条の小工場	×	○	○	○	○	○	○	○

- ① 第2種住専において3階以上の階又は延べ面積が1,500m<sup>2</sup>を超えるものでこれらの用途のものは建てられません。
2. 第1種住専で建てられる兼用住宅とは延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、兼用部分の面積が50m<sup>2</sup>以下のものです。
3. 工場については、作業内容、機械の出力等について別に細かい規定があります。

現在阿知須町では、町内全域を都市計画区域としています。この中でさわりに秩序あるまちづくりをかるため一部を「用途地域」に指定しています。「用途地域」とは、たとえばある地区に工場や商店や住宅が無秩序に混在して建てられた場合に起きた「住みにくさ」を防ぐために、その地区(といふべき)同じ用途使いみちの建物で構成されるよう、「住居地域」「商業地域」などに区分し、その地区的特性に応じて建築物の用途や形態を法律で制限している制度です。

現在の町の用途地域は、昭和四十八年十一月に決定され、今年で九年目を迎えました。最近、この「用途地域」についての問い合わせなどふえており、これら用途地域内に家を建てようと考えておられる人もかなりあるようですので、「用途地域のありもじ」について記してみましょう。

### 「用途地域」とは

建築基準法には地域の特性に応じて建物の用途、高さ、形態など規制しています。これらは規制は用途地域が指定されているところのみに適用されます。

用途地域は、最初大正八年に制定された都市計画法によって指定されました。その後社会情勢が大きく変わり、特に最近は人口・産業が都市に集中する、いわゆる都市化現象のために法律が実情に合わない面が多く出てくるようになりました。

このため、これから都市建設に対応できるよう新しい都市計画法が昭和四十三年に公布されました。また、それに伴って都市計画法と関連の深い建築基準法も昭和四十五年に改正、公布されました。翌年の一月から施行されました。

都市計画法では、八種類の用途地域が決められています。このうち阿知須町は工業地域と工業専用地域を除くつぎの六種類の用途地域が指定されています。表1、2参照。

### 町の用途地域は

特に良好な住居の環境を保護するための地域です。したがって、この地域内では次の建物に限り建築できます。  
○住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿  
○学校(小中学校及び高等学校)  
○図書館、神社、寺院、教会、養老院、託児所、公衆浴場、診療所等

#### A、第一種住居専用地域

この地域は、低層住宅地(建物環境をそなう)次のような建物は建築できません。  
○ボーリング場、スケート場、水泳場、麻雀屋、パチンコ屋、射的場、ホテル、旅館、自動車教習所

#### B、第二種住居専用地域

この地域は中高層住宅地として良好な環境を保護するための地域です。  
○住宅環境をそなう次のような建物は建築できません。  
○工場及び十五平方メートルをこえる畜舎

#### C、住居地域

この地域は、住宅が建つことを予想した地域です。

この地域は、住宅が建つことを予想した地域です。  
建物は建築できません。  
例えば

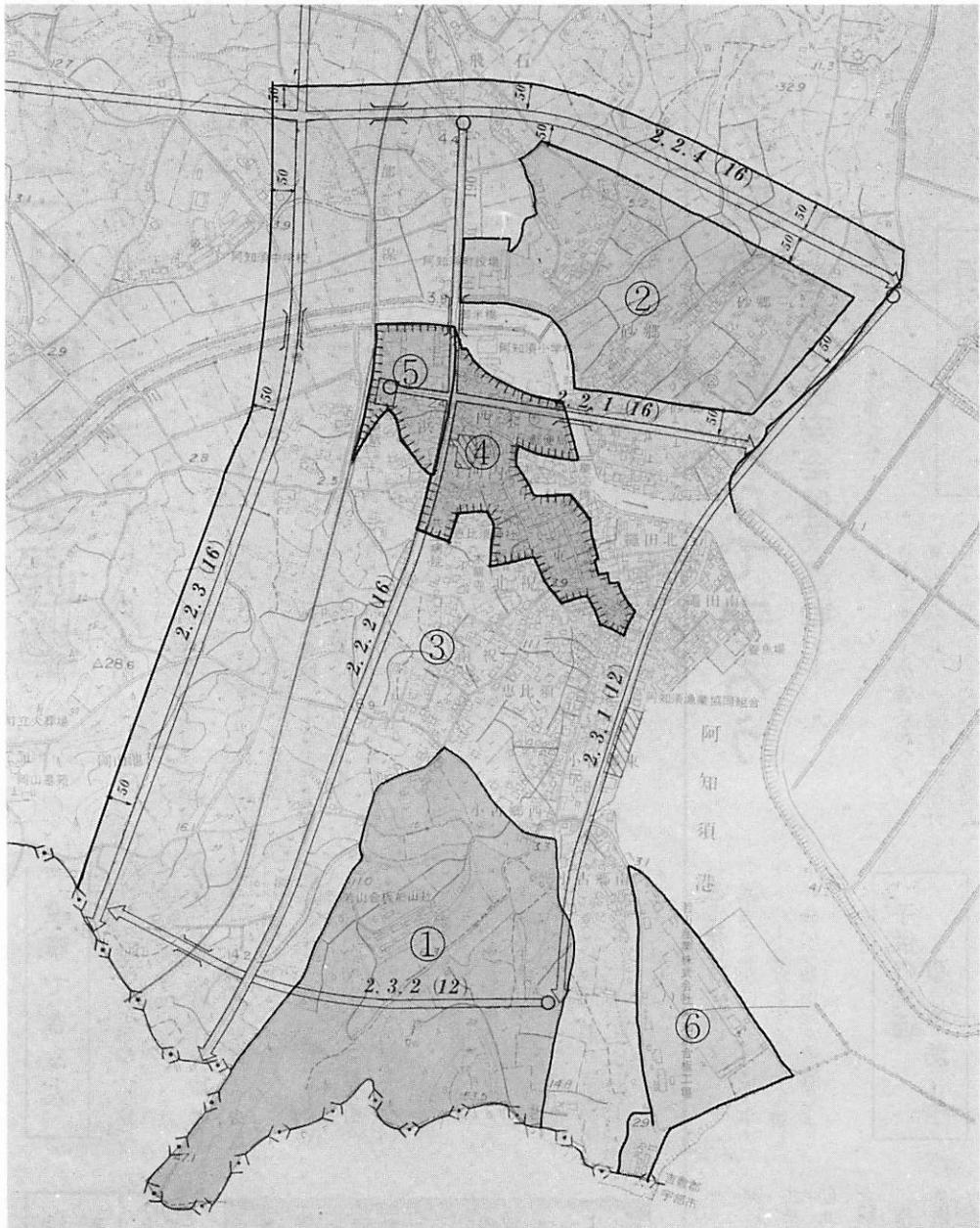
○原動機を使用する工場で、作業場の床面積が五十平方メートルを超えるもの  
○騒音、振動、粉じん、悪臭などを発生するおそれがある事業を営む工場(セメント製

物の高さ十メートル以下)として特に良好な住居の環境を保護するための地域です。

## 阿知須町用途区域

## 住み

〔表2〕



## ① 第1種住居専用地域

#### ④ 近隣商業地域

## ② 第2種住居専用地域

## ⑤ 商業地域

### ③ 住居地域

## ⑥ 準 工 業 地 域

- 火災等の危険性のある工場  
および騒音、振動、粉じん、  
悪臭などの害の発生するおそれ  
のある事業を営む工場（花  
火工場、セルロイドの加熱加  
工場、絵具・せっけん・飼料  
・瓦・陶磁器・れん炭の製造  
工場、鋳物製造工場、メック  
工場、鉄板の波付工場等）
- 危険物の貯蔵庫および処理  
場（一定限度を超えるもの）  
○準工場地域で禁止されてい  
るもの。



## 健康の窓



## 「足」と健康

まず歩こう

私たちの体の中の筋肉には、いろいろな種類がありますが、体を支える筋肉は一日でも使わないと機能が落ち始めます。病気で十日ぐらい寝ていて、起きて歩こうというとき、まともに歩けないのはこの筋肉の働きがうまくいかなくなつて、歩くつむかしは、生活の中で意識しないで歩くようにつくられた人間本来の歩き方で、十分健康を保つ効果がありました。しかし、現在の生活の中では、歩くことが不足しがちになり、半健健康人

が増えたことも事実です。  
そこで、「何か運動してみよう」と思う人——先ず歩くことです。

## 「足を使つた健康法」

みなさん、"あし"を使つた健康法を考えてみませんか。たとえば誰にでもできる朝の散歩や家族づれのハイキングなどはいかがでしょう。大人がゆっくり歩く速さで歩けば、横になつてじつとしている時の体力の消耗の約一倍の体力を使つります。もちろん、この程度の運動では、脚力をつけるとか、心臓を強化するとか、肥えた人がやせるとかの効果はありません。しかし、あまり期待できません。しかし、きれいな元気を胸いっぱい吸つ

歩いたり走ったりする運動では、三十六キロメートルが、普通の人の限界です。それ以上は体をつくるたん白質を消耗してしまうからです。

日ごろから運動不足の人は、六一十キロメートル程度歩くのが適切でしょう。自分の体を食べてまで歩くことは、必要ないでしょう。(雑誌「自然に返る」より)

この夏、野に山に海に家族づれでの行楽計画が、どの家庭においてまで歩くことは、必要ない

ことになります。もちろん、その計画の中に、乗り物を利用することばかりではなく、「自分

の足」を利用することを組み入れてもらいたいものです。

(岡田良子 記)

て脳に刺激を与え、適当に行を良くすることになります。特に朝の散歩は、今日一日を活動的にすごすためのウォーミングアップとして最適でしょう。効率のよい歩行速度は、自分の歩行経験から、自分に合った歩行速度を選定することが大切でしょう。

## 10kmのハイキングを

歩いたり走ったりする運動では、三十六キロメートルが、普通の人の限界です。それ以上は体をつくるたん白質を消耗してしまうからです。

日ごろから運動不足の人は、六一十キロメートル程度歩くのが適切でしょう。自分の体を食べてまで歩くことは、必要ない

ことになります。もちろん、その計画の中に、乗り物を利用することばかりではなく、「自分

の足」を利用することを組み入れてもらいたいものです。

自分の子に限らず、近所の子にも気をつけ、"おかしいな?"と思ったら、一一〇番して欲しいですね。

自分の子に限らず、近所の子にも気をつけ、"おかしいな?"

と思ったら、一一〇番して欲

いですね。

自分の子に限らず、近所の子にも気をつけ、"おかしいな?"



## ジャズダンスの会

# はりきってます グレープ紹介

「ふれあい広場」はみなさんのページです。町政への提言や身近かな話題、絵画、写真など町企画室（有線二二四一）へお寄せください。

## ストレス解消に ジャズダンスを

商工会婦人部は商工業を営む家庭の主婦の集まりで、現在、四十五人の会員がいます。

これまでの活動は、町産業祭の手伝いや講師を招いて講演を聞く程度でしたが、過日の総会の席上、今後の活動について話合ったところ、美容体操、その他いろいろな案が出され、結局ジャズダンスをしようという意に衆議一決しました。

早速、宇都市の先生にお願いしましたところ、快く引き受けました。そこで、善は急げとばかりに、すぐさま実行に移しました。

向きをかへ行く港はるかに 砂村やす子  
其の日より何をするにもひとすじに亡き子を思つて今日も暮れた  
に子狐三匹たわむれていし 長谷川さつき  
おさげ髪かたまで切りかるがる  
と少女の影の野の路を走る 松尾君子

正司ウメノ  
千天の続き果ての今朝の雨に  
心はずみて歌会に行く 木原百合雄  
岩を噛む川の流れに胸をつく思  
り 渡辺宮子  
石に掛け日を浴びてゐる足許の  
リュウノヒゲにはひそかなる花 師井泰枝  
わがあたへし小遣いにプラモデ  
ル買ひ来てあかず組立つ四年生 の孫

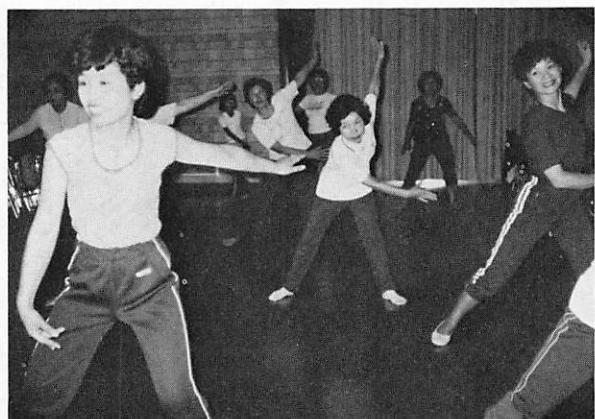
松代二三郎  
起き出でて朝の戸練れば草切の  
声ぎょうぎょうし我が窓下の  
藤重アヤ子  
石田サダ子  
ラワン材積み来し船か上げ潮に  
当座残高を問はむ一瞬  
有線放送終るを待てて受話器と  
クレーンにて運びこまる機械

会員の多くは肥満が気になつたり、日頃、仕事に追われて運動らしいことをしないため筋肉の幾分固くなっている者がめだちますが、それでも三十五人の申込みがあり、五月からはじめました。

手持ちのトレーナー、ズボ

(町商工会婦人部長 浦田崇子)

中でジャズダンスを始めたいと思いついたらどうぞお申出ください。商工会員以外の方でも結構です。一緒に楽しもうではありませんか。お待ちしています。



熱戦!!  
【インディアカ大会】  
町労働者体育センターにおいて七月十一日に町内インディアカ大会および七月二十五日にオーブンバレー・ボール大会が開かれました。  
成績は次のとおりでした。

### ▼インディアカ大会

△男子の部

- ①ヤングマン②繩田B  
①若葉②ひまわり

△女子の部

- ①遠石②玉川  
①飛沖A②飛沖B

△混合の部

- ①すみれB(ベータ)②飛

### ▼オーブン・バレー・ボール大会

△男子の部

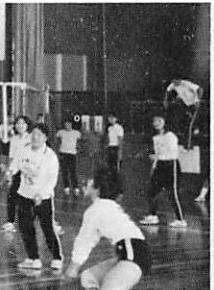
- ①遠石②玉川

△女子の部

- ①飛沖A②飛沖B

△混合の部

- ①すみれB(ベータ)②飛



▶バレー・ボール大会



(写真は、各試合の熱戦の様子)

▲インディアカ大会

## 「社会を明るくする運動」

# 推進大会盛会に終わる

「防ごう非行、助けよう立ち直り」のスローガンのもと、犯罪のない明るい社会をつくる町

社明大会が七月二十日に開催されました。

会場の公民館三階の大講堂は、

約三百人の出席者によつて埋まりました。

大会は、開会行事のあと映画や実践発表や、少年鑑別所長百枝繁久さんの講演などがあり、盛会のうちに終わりました。

(写真は多くの人が集まつた町社明大会)



## 町少年相談員四人表彰される

町少年相談員協議会の役員四人が、小郡警察署長から、表彰されました。表彰された四人は、中丸三郎さん(砂三)、平海武治さん(小西)、河村豊さん(恵比須)、古川良雄さん(浜表)で、山口



## 干拓の蚊の駆除始まる

町では、今年も町職員による干拓の蚊の駆除を行っています。

第一回は、七月二十一日に干拓の南工区(遠石より南側)を重点的に行いましたが、今後は干拓全域を消毒する予定です。

(写真は、職員による干拓の消

## ♡まごころタクシー券♡

希望者は福祉係へ

町では、八月から新しい制度として、障害者の日常生活の利便と社会活動の拡大を願つて、身体に障害のある人などを対象に「まごころタクシー券」を発行することになりました。

対象者で、希望の人は申請してください。

▼対象者 第一種身体障害者手帳または療育手帳Aの所持者

▼割引額 基本運賃額が無料

▼適用会社 タクシー総合センター(宇部市)加盟タクシー

会社のうち、中央交通、宇部

山電、宇部構内、スズラン、

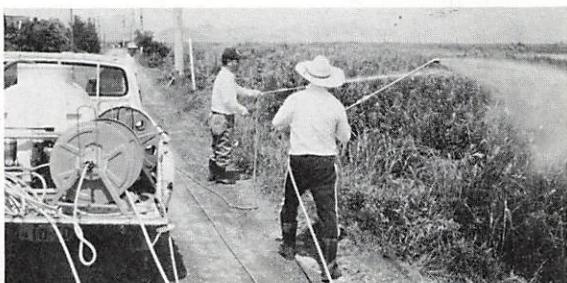
トモエ、宇部第一、ときわ、

宇部相互、丸王第一、

▼申請に必要なもの 印鑑、身

体障害者手帳または療育手帳

▼交付枚数 一冊(十五枚)



県警本部長により委嘱された少年相談員。

中学校の補導部とタイアップして、三年前から春休み・夏休み年末年始の休み期間中の街头指導が認められたものです。

◎来春高校を卒業する人を次のとおり募集しています。

・二等陸、海、空士(受付第一

次九月下旬、第二次十月以降)

・一般費候補学生(受付八月一

日)~九月三十日)

・航空学生(受付八月一日)~九

月二十五日)

・防衛大学(受付十月一日)~十

月二十三日)

◎看護学生(受付十月一日)~十

月六日)

◎資料 その他詳細は、自衛隊宇部募集事務所(電話宇部③四五五五)か、町役場総務課(電話四一一)まで、お問い合わせください。

## 自衛官募集



## 無許可医療用具にご用心

### 「文化財」の講演会

町教育委員会主催の文化財の講演会を、次のとおり開催します。

△日時 八月二十八日午前十時

△場所 町公民館

△講師 県立山口博物館

△演題 梅田学芸課長「文化財とは」

るにふさわしい県下の観光(観光風景、名勝、史跡、文化財、行事など)をテーマとした作品を募集しています。

△題材 山口県の観光、SL、岩国線沿線の観光

△送り先 〒七五三 山口市滝町一番一号 山口県通商観光課内 山口県観光連盟「写真コンテスト」係あて

△締切り 昭和五十七年十一月十日(水) 当日消印有効

△入選発表 十月上旬、入賞者に通知

△その他 作品は未発表の自作品に限ります。応募作品は返却しません。

県観光連盟では、観光山口県の魅力を広く全国に紹介宣伝す

最近 訪問販売で、家庭用の

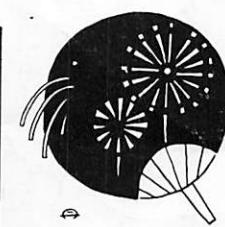
## 山口県の観光写真募集

申請用紙の中には、一般家庭用として販売されているものがたくさんあります。

△その他 作品は未発表の自作品に限ります。応募作品は返却しません。

入札結果を公表

公表の対象は、町が発注する請負対象設計額が百万円以上の工事です。厳正な入札事務を皆さん方が閲覧できるよう改めたものです。お気軽にご覧ください。



農地相談会  
八月三十一日

八月三十日(火)午前十時  
半から午後三時まで、町役場会議室において、農地相談を行います。

※詳しいことは、町役場産業課  
(電話四一一一、有線二二二三)  
へお尋ねください。

(一) 農地を売りたい、買いたい又は貸したい、貸りたい場合

(二) 小作地の引上げや小作料をめぐる問題

(三) 農業用水の利用についてのもめごとや隣接土地との境界、日照等に關するもめごと

(四) 農地に家を建てる等農地を他の用途に利用したい場合の問題

年金証書の提出は臨時出張所へ

郵便局のそばで八月十一・十二日

## 成人式は一年延期

町住民課では老齢および障害者  
福祉年金の書替え事務に当つて  
年金受給者の便宜をはかるため  
ことしも八月十一・十二の両日  
阿知須郵便局のそばに臨時出張  
所を設けます。

の受給者はご利用ください。  
今回（四～七月）の年金支  
は八月十一日からです。

したがつて、昭和三十八年四月二日から昭和三十九年四月二日までに生れた人は、昭和五十八年の成人式については該當者とならず、一年延期となりますので注意してください。

藤井博之	長男	博正	6
西村敏之	二男	祐介	6
上村利行	長女	千夏	6
青木義人	長男	義裕	7
山田義輔	長男	陽一	7
上田敏彦	長男	智史	7
兼重哲郎	二男	雄一	7

善意は

吉良長男智男

親の名	続柄	子の名	月日住
藤井博之	長男	博正	6・22赤
西村敏之	二男	祐介	6・28赤
上村利行	長女	千夏	6・29砂
青木義人	長男	義裕	7・3浜
山田義輔	長男	陽一	7・9岡
上田敏彦	長男	智史	7・14野

◆広報紙送料△二千円西岡  
市さん（小郡町長谷西区五〇  
の七・恵比須出身）

**死亡**  
(ご冥福を祈ります)

8月の\*

- 10日 育児相談（後1時半）  
17日 1歳6ヶ月児健康診査（後1時半）  
18日 歯科検診（後1時）  
19日 心配ごと相談（前10時）

(会場記入のないのは役場)

公民館 × 王

- 8日 親と子の本読みの会（前10時）  
11日 初心者ペン字教室（後1時半）  
19日 俳画教室（後1時半）  
25日 初心者ペン字教室（後1時半）

## 今月の納税 — 8月 —

- 町県民税

町の住民登録人口		前月比
(57年7月31日現在)		
世帯	2,238世帯	+ 2
人口	8,444人	+ 5
(男	3,958人	女 4,486人)
(国勢調査 昭和55年10月1日)		
世帯	2,283世帯	
人口	8,327人	
(男	3,887人	女 4,440人)